

農地の貸し借りの参考に 東金市農地の賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃借借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりです。
※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料を現金支払いとして
いる場合は、米1.0俵(60kg)当たり1万3000円に換算してあります。

※この賃借料水準は、あくまでも目安とし、価格は当事者間で決めてください。

問い合わせ▼
農業委員会事務局
☎(50)1177

1. 田(水稻)の部

| 締結(公告)された地域名 | 平均 | 最高 | 最低 | データ数 |
|--------------|-------|-------|-------|------|
| 東金地区 | 米1.3俵 | 米2俵 | 米0.5俵 | 279 |
| 公平地区 | 米1.5俵 | 米2俵 | 米0.7俵 | 102 |
| 丘山地区 | 米1.2俵 | 米2俵 | 米0.6俵 | 20 |
| 大和地区 | 米1.3俵 | 米2俵 | 米0.5俵 | 92 |
| 正気地区 | 米1.3俵 | 米2俵 | 米0.8俵 | 119 |
| 豊成地区 | 米1.7俵 | 米2.2俵 | 米0.8俵 | 356 |
| 福岡地区 | 米1.3俵 | 米2.2俵 | 米0.8俵 | 95 |
| 源地区 | 米1.1俵 | 米1.6俵 | 米0.8俵 | 27 |
| (参考)東金市平均 | 米1.3俵 | — | — | 1090 |

2. 畑(普通畑)の部

| 締結(公告)された地域名 | 平均 | 最高 | 最低 | データ数 |
|--------------|---------|---------|--------|------|
| 東金市全域 | 11,000円 | 20,000円 | 7,800円 | 37 |



| 項目 | 金額(円) | 備考 |
|--------------|--------|--|
| 田植(男・女) | 8,800 | 賃金は1日当たりとする。実労働時間は1日8時間。 |
| 稲刈(男・女) | 8,800 | 同上。台地畑地帯を中心とし、作業内容は軽作業とする。 |
| 畑作業一般(男・女) | 7,400 | 同上。台地畑地帯を中心とし、作業内容は軽作業とする。 |
| 耕運機による水田耕起 | 7,000 | オペレーター付きで10a当たりとし、1回分料金とする。 |
| 耕運機による水田代かき | 7,400 | オペレーター付きで10a当たりとし、2回分料金とする。 |
| トラクターによる水田耕起 | 6,000 | オペレーター付きで10a当たりとし、1回分料金とする。代かきは準用のこと。 |
| 育苗 | 780 | 種初代金を含む1箱当たりとする。硬化までとする。 |
| 機械田植 | 7,000 | オペレーター付きで10a当たりとし、苗費は含まない。 |
| 機械刈取(バインダー) | 8,400 | オペレーター付きで10a当たりとし、結束用縄を含む。適用は2条刈りとする。 |
| 機械脱穀(ハーベスター) | 6,000 | オペレーター付きで10a当たりとし、補助者は含まない。 |
| 刈取・脱穀(コンバイン) | 18,400 | オペレーター付きで10a当たりとし、補助者は含まない。乾燥場までの運搬費も含まない。 |
| 乾燥から調整まで | 2,700 | 60kg当たりとし、初すりまでとする。 |
| 刈取から調整まで | 39,000 | 10a当たりとし、初すりまでとする。 |
| 初すり | 700 | 60kg当たりとする。 |
| 機械による畔塗り | 33 | 1m当たりとする。 |

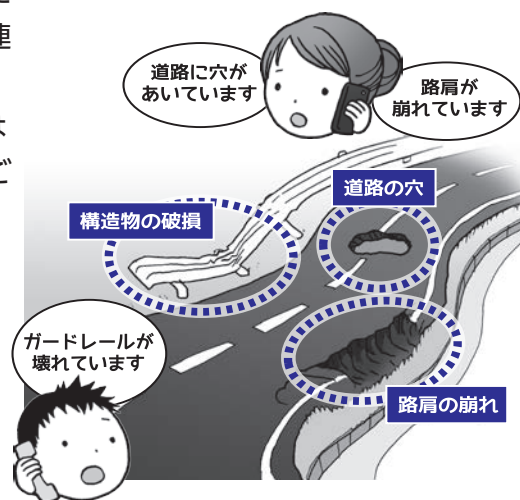
農家の皆さんへのお知らせです 農作業別標準賃金が決まりました

平成30年度東金市農作業別標準賃金(4月1日から)が左表のとおり決まりました。
問い合わせ▼農業委員会事務局 ☎(50)1177

道路の異常を発見したときは ご連絡ください

市では日ごろから道路パトロールを行い、道路の保全に努めていますが、交通量の増加などにより、道路の傷みも激しくなっています。小さな陥没などでも事故につながる可能性があります。市道の穴や、路肩の崩れ、ガードレールや側溝の破損など、道路の異常を発見した場合は建設課までご連絡ください。

皆さんからの通報は大切な情報源です。ご協力をお願いします。
問い合わせ▶建設課
☎(50)1148



車道や歩道に隣接する土地を所有する方へ 道路上に張り出している 樹木の伐採について

車道や歩道の一部で、隣接する山林や個人住宅などから、樹木や枝の張り出しなどにより通行の妨げとなっている所が見受けられます。次のような状態が見られる樹木の所有者の方は、当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。

◆車道や歩道に樹木や枝が張り出している
◆枯れ木や枯れ枝の倒木による通行障害がある
◆竹木の繁茂による通行障害がある

また、私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生した場合などは、所有者の方が責任を問われることがあります。(民法第717条、道路法第43条)

問い合わせ▶建設課
☎(50)1145

◆竹木の繁茂による通行障害がある
◆枯れ木や枯れ枝の倒木による通行障害がある
◆竹木の繁茂による通行障害がある

こんなことありませんか?



とっちーが 元気になりました

3月27日、東金桜まつりで、東金市観光協会からとっちーの着ぐるみが寄贈されました。この着ぐるみのリニューアル費用は、クラウドファンディングで集まった寄付と東金ライオンズクラブからの寄付で賄われました。今後とっちーは、東金市の魅力や特色の発信・観光・文化・体育イベントなど、今まで以上に活躍していきます。

問い合わせ▶企画課
☎(50)1122



元気いっぱいのとっちー

お知らせ 市役所の行政組織体制を 一部変更しました

4月から市役所の行政組織体制を一部変更しました。

◆主な変更点

◆こども課(児童家庭係・保育係・学童クラブ運営係・こども園推進室)

◆変更点▶学童クラブ運営係(学童クラブに関する事務を担当)を設置しました。

◆保育係からの事務移管
※保育係からの事務移管

◆建設課(管理係・用地係・道路建設係・維持係・河川係)

◆変更点▶用地係(用地買収、地籍調査等に関する事務を担当)を設置しました。

※都市整備課からの地籍調査事務移管
問い合わせ▶総務課
☎(50)1117